○薩摩川内市障害者用自動車運転免許取得助成事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、薩摩川内市社会参加促進実施要綱（以下「実施要綱」という。）第３条第１項第５号に規定する自動車運転免許取得助成事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「自動車運転免許」とは、道路運送車両法（昭和３５年法律第１０５号）第８４条第３項の普通運転免許をいう。

（助成対象者）

第３条　事業の助成対象者は、薩摩川内市地域生活支援事業実施要綱（平成１８年告示第３８４号）第５条第１項第１号に該当する者のうち、所得税の課税所得金額が特別児童扶養手当の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）第２０条又は第２１条に規定する障害児福祉手当の支給に係る所得制限額を超えていない世帯に属する者で、自動車運転免許を新規に取得しようとする者とする。

（助成経費）

第４条　助成の対象となる経費は、自動車運転免許を取得するに当たって要した自動車運転教習料（以下「教習料」という。）とする。

（助成額）

第５条　助成額は前条に定める教習料の３分の２以内とし、１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、算出された額が１０万円を超えるときは１０万円を限度とする。

（申請）

第６条　この要綱による助成金の交付を受けようとする者は、教習開始の日までに障害者運転免許取得費助成事業承認申請書（様式第１号）に、申請者及びその者の配偶者又は扶養義務者の前年分の課税所得金額（前年分の所得税の課税所得金額が確定していない場合は、前々年分の所得金額）を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（助成の決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、その旨を障害者運転免許取得費助成事業承認通知書（様式第２号）又は障害者運転免許取得費助成事業却下通知書（様式第３号）により当該申請者に通知する。

２　前項の承認通知を受けた者は、指定自動車教習所で教習を受けるものとする。

３　第１項の承認通知を受けた者が、あらかじめ指定した期日までに教習所に入所せず、又は免許を取得しない場合は、市長は理由を調査し、承認を取り消すことができる。

（助成金の請求）

第８条　助成金の請求をしようとする者は、障害者自動車運転免許取得助成金請求書（様式第４号）に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

⑴　運転免許証の写し

⑵　指定自動車教習所の教習料受領証明書（様式第５号）又は自動車運転免許取得に要した教習料を支払ったことを証する書類

⑶　その他市長が必要と認める書類

（助成金の支払等）

第９条　市長は前条の規定よる請求があったときは、その内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。ただし、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、市長は助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第 10 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附則

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行する。